

議案第 6 6 号参考資料

利根町地域福祉基金条例新旧対照表

現行	改正案
(設置) 第 1 条 地域における<u>高齢者保健福祉</u>の推進及び民間福祉活動に対する助成等に資するため、利根町地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。 第 2 条から第 5 条まで省略 (委任) <u>第 6 条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。	(設置) 第 1 条 地域における<u>福祉</u>の推進及び民間福祉活動に対する助成等に資するため、利根町地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。 第 2 条から第 5 条まで省略 <u>(処分)</u> <u>第 6 条 基金は、第 1 条の目的に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u> (委任) <u>第 7 条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>